

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成26年10月16日

各 位

青森銀行にて無配当終身保険（積立利率更改・I型）
～販売名称『生涯プレミアムジャパン3』～の販売を開始



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、平成26年10月20日より、株式会社青森銀行（本店：青森県青森市、頭取：浜谷 哲）にて、『無配当終身保険（積立利率更改・I型）～販売名称～「生涯プレミアムジャパン3」』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「生涯プレミアムジャパン3」は、「ご自身のためにつかうお金」と「ご家族のためにのこすお金」を同時に準備できる一時払終身保険です。

《「生涯プレミアムジャパン3」の主な特長》

Point1 生涯つづく追加額加算

- ◇契約日から積立利率更改日までの追加額は、毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に契約年齢に応じて定まる指標金利を用いて設定された追加率を乗じた金額となり、契約応当日に累積追加額（確定保険金額）に加算されます。
- ◇契約時に設定された追加率は積立利率更改日に更改され、以後終身にわたり適用されます。
※更改後の追加率は0.01%が最低保証されます。
- ◇累積追加額（確定保険金額）はいつでもその全部を払い出すことができます。

Point2 生涯ふえる積立金額

- ◇積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に契約年齢に応じて定まる指標金利を用いて設定された積立利率により計算され、毎日増加していきます。
- ◇契約時に設定された積立利率は積立利率更改日に更改され、以後終身にわたり適用されます。
※更改後の積立利率は0%の可能性があります、積立利率更改日以後の積立金額は増加しない場合があります。

Point3 生涯つづく死亡保障

- ◇被保険者がお亡くなりになられたとき、基本保険金額（一時払保険料）以上の死亡保険金をお支払いします。
- ◇積立利率更改日以後の死亡保険金額は、更改時保険金額に積立利率更改日の積立利率に0.1%を加算した利率を用いて、経過年月日数により計算した金額と累積追加額（確定保険金額）を合計した金額となります。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840

T&D
T&D保険グループ

当社は、今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

無配当終身保険（積立利率更改・Ⅰ型）

販売名称『生涯プレミアムジャパン3』

2. 販売開始日

平成26年10月20日

【無配当終身保険（積立利率更改・Ⅰ型）販売名称『生涯プレミアムジャパン3』の販売金融機関】

愛知銀行	あおぞら銀行	青森銀行	足利銀行	イオン銀行
池田泉州銀行	岩手銀行	大分銀行	香川銀行	北九州銀行
北日本銀行	きのくに信用金庫	京都信用金庫	熊本銀行	高知銀行
埼玉縣信用金庫	佐賀銀行	山陰合同銀行	滋賀銀行	静岡中央銀行
清水銀行	十八銀行	十六銀行	常陽銀行	新生銀行
親和銀行	スルガ銀行	仙台銀行	大光銀行	第三銀行
第四銀行	但馬銀行	千葉興業銀行	中京銀行	中国銀行
筑波銀行	東京スター銀行	東京都民銀行	東邦銀行	徳島銀行
鳥取銀行	長崎銀行	名古屋銀行	西日本シティ銀行	八十二銀行
東日本銀行	百五銀行	広島銀行	福井銀行	福岡銀行
福岡中央銀行	北都銀行	北洋銀行	北海道銀行	みちのく銀行
三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行	武蔵野銀行	もみじ銀行	山口銀行
横浜銀行				

（五十音順にて記載）

合計61金融機関

※ 上記は平成26年10月20日時点での販売金融機関を掲載しております。

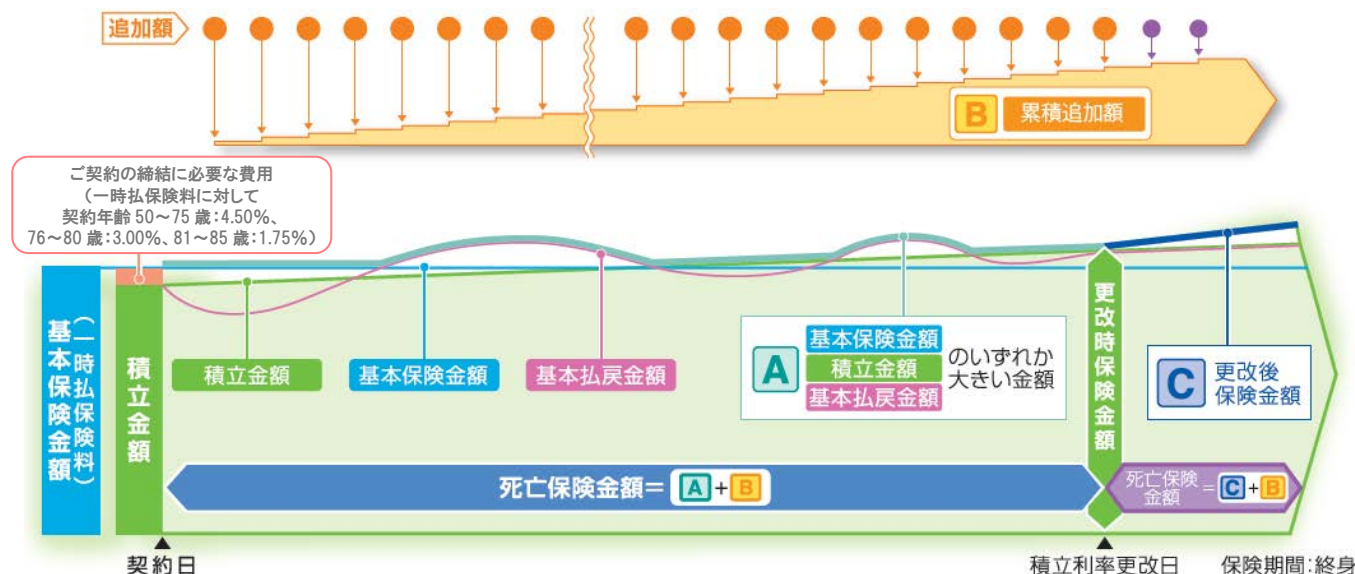
※ 商品概要については、【別紙】をご参照ください。

以上

1. 仕組図（イメージ）

別紙

本ページでは「確定保険金額」を「累積追加額」として記載しております。



「積立利率更改日」と「対象となる指標金利」

●積立利率・追加率は被保険者の契約年齢に応じた対象となる指標金利を用いて設定され、積立利率更改日に更改されます。

被保険者の契約年齢	積立利率更改日	対象となる指標金利（契約日～積立利率更改日の前日）	対象となる指標金利（積立利率更改日以後）
50～75歳	契約日から30年後の契約応当日	日本国債20年利回り	日本国債5年利回り
76～80歳	契約日から25年後の契約応当日		
81～85歳	契約日から20年後の契約応当日	日本国債10年利回り	

生涯つづく追加額加算

被保険者が生存されている限り、追加額が累積追加額に毎年加算されます。

- 契約日から積立利率更改日までの追加額は毎年の契約応当日の前日の基本保険金額に追加率を乗じた金額となり、契約応当日に累積追加額へ加算されます。
- 契約日から積立利率更改日の前日までの追加率は契約日の追加率が適用されます。
- 累積追加額は当社所定の率を適用して経過年月数により計算されます。
- 累積追加額はいつでもその全部を払い出すことができます。（払い出しごとに所定のお手続きが必要となります。）

生涯ふえる積立金額

積立金額は毎日増加していきます。

- 積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算され、毎日増加していきます。（更改後の積立利率は0%の可能性があります、積立利率更改日以後の積立金額は増加しない場合があります。）
- 契約日から積立利率更改日の前日までの積立利率は契約日の積立利率が適用されます。

生涯つづく死亡保障

死亡保険金額は基本保険金額（一時払保険料）以上となります。

- 被保険者がお亡くなりになられたとき、死亡保険金をお支払いします。
- 契約日から積立利率更改日の前日までの死亡保険金額は基本保険金額・積立金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額と累積追加額を合計した金額となります。

※この保険は、積立利率更改日に積立利率・追加率が更改され、更改後は追加率や死亡保険金等の計算方法が変更されます。詳細については別紙「2. 商品のお取扱い」をご参照ください。

2. 商品のお取扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)		50～75歳	76～80歳	81～85歳
積立利率更改日		契約日から 30年後の契約応当日	契約日から 25年後の契約応当日	契約日から 20年後の契約応当日
基本保険金額 (一時払保険料)		300万円～5億円（1,000円単位）		
保険料払込方法		一時払		
保険期間		終身		
対象となる 指標金利	積立利率 更改日前	日本国債20年利回り		日本国債10年利回り
	積立利率 更改日以後	日本国債 5年利回り		
追加額 ※1	積立利率 更改日以前	毎年の契約応当日前日の 基本保険金額	×	契約日の追加率
	積立利率 更改日以後	毎年の契約応当日前日の 更改時保険金額	×	積立利率更改日の追加率
累積追加額 (確定保険金額) ※1		毎年の契約応当日に加算される追加額、当社所定の率および経過年月数により計算した金額		
更改時保険金額		積立利率更改日以後の死亡保険金額等を算出する際に基準となる金額であり、積立利率更改日の積立金額と同額		
更改後保険金額		更改時保険金額に積立利率更改日の積立利率に0.1%を加算した利率を用いて、経過年月日数により計算した金額		
死亡保険金額 ※1	積立利率 更改日前	・基本保険金額 ・積立金額 ・基本払戻金額 のいずれか大きい金額 + 累積追加額		
	積立利率 更改日以後	更改後保険金額 + 累積追加額		
解約払戻金額 ※1	積立利率 更改日前	解約日における基本払戻金額 (＝積立金額に指標金利に応じた市場価格調整を反映した金額) + 累積追加額		
	積立利率 更改日以後	解約日における基本払戻金額 (＝積立金額) + 累積追加額		
付加できる特約		・年金支払移行特約（Ⅰ型） ・新遺族年金支払特約		
クーリング・オフ		本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品		

※1 追加額・累積追加額（確定保険金額）・死亡保険金額・解約払戻金額は記載のとおり計算した額となります。

3. 「生涯プレミアムジャパン3」の費用・リスク

◇ご契約の締結や維持等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用は次の合計となります。

項目		費用			
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	被保険者の契約年齢	50～75歳	76～80歳	81～85歳
		一時払保険料に対して	4.50%	3.00%	1.75%
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「確定保険金額に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。			
年金支払移行特約（I型） または新遺族年金支払特約により年金をお受け取りになる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%※1 （年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します）※2			

※1 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。
※2 確定年金の年金支払期間および保証期間付終身年金の保証期間の最終年の年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

◇この保険のリスクについて

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。